

## 委託契約書(案)

長野県知事 阿部 守一(以下「委託者」という。)と \_\_\_\_\_(以下「受託者」という。)は、次の条項により、地域おこし協力隊業務(木曽谷・伊那谷フォレストバレー支援事業)に関する委託契約を締結する。

### (総則)

第1条 委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。  
2 受託者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約の終了後においても同様とする。

### (委託業務)

第2条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務の名称 地域おこし協力隊業務(木曽谷・伊那谷フォレストバレー支援事業)
- (2) 業務の内容 地域おこし協力隊業務(木曽谷・伊那谷フォレストバレー支援事業)  
仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり。

### (履行期間)

第3条 委託業務の履行期間は、(契約締結日)から令和7年3月31日までとする。

### (委託料)

第4条 委託料は、\_\_\_\_\_円とする。  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 \_\_\_\_\_円)

### (契約保証金)

第5条 受託者は、契約保証金\_\_\_\_\_円をこの契約締結と同時に委託者に支払うものとする。  
2 委託者は、第8条第2項の規定により検査に合格し、全ての報告書及び成果品の引き渡しを受けた後、速やかに契約保証金を返還するものとする。  
3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

### (委託業務の処理方法等)

第6条 受託者は、別添の仕様書に基づき委託業務を実施しなければならない。  
2 受託者は、前項に定めのない事項については、委託者の指示を受け委託業務を実施しなければならない。  
3 受託者は、業務実施代理人を定めたときは、その旨を委託者に届出なければならない。

4 受託者は、委託者から請求があったときは、委託業務の進捗状況について委託者に報告しなければならない。

(会計処理)

第7条 受託者は、委託業務に係る帳簿を設け、収支精算報告書の費目の区分に従い整理するものとする。

2 受託者は、委託業務に係る帳簿及び証拠書類等を、委託業務終了年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、委託者から請求があったときは、委託者に報告しなければならない。

(業務完了報告及び検査)

第8条 受託者は、令和7年3月21日までに事業完了報告書に関係書類を添付して委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、前項の報告書の提出があったときは、遅滞なく当該委託事業がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めた時は引渡しを受けるものとする。

3 受託者は、前項の規定による検査の結果不合格となつたときは、委託者の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。

4 前2項の規定による検査に直接要する費用は受託者の負担とする。

(委託料の支払)

第9条 委託料の支払いは精算払いとし、委託者は、前条の規定により引渡しを受けた後、委託料を確定し、受託者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

2 委託者が、その責に帰すべき事由により、前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

(概算払)

第10条 受託者は、前条の規定にかかわらず、令和7年2月に640,000円を委託業務の実施に必要な費用の概算払として委託者に請求することができるものとする。

2 受託者は、前項の概算払いを請求する場合は、概算払請求書を委託者に提出するものとする。

3 委託者は、前項の規定により受託者から適法な概算払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

(委嘱)

- 第 11 条 委託者は、受託者に対して「長野県地域おこし協力隊員（木曽谷・伊那谷フォレストバレー支援員）」の身分を委嘱する。
- 2 受託者は、委託業務の実施に当たり「長野県地域おこし協力隊員（木曽谷・伊那谷フォレストバレー支援員）」の身分を開示して取り組むものとする。
- 3 受託者は、委託業務外において「長野県地域おこし協力隊員（木曽谷・伊那谷フォレストバレー支援員）」の身分を使用してはならない。ただし、委託者が認める場合はこの限りではない。

(施設等の使用)

- 第 12 条 委託者は、受託者が委託業務を処理するに当たり、必要な施設、設備、諸機械及び物品を受託者に使用させるものとする。
- 2 受託者は、前項の規定により委託者の施設、設備、諸機械及び物品を使用するときは、善良な管理者の注意をもって使用するものとする。

(貸与品)

- 第 13 条 委託者は、委託業務の実施に必要な機械器具を受託者に無償で貸与するものとする。ただし、貸与する機械器具の内容は、委託者と受託者が協議の上、委託者が判断するものとする。
- 2 受託者は、前項の貸与品の引渡しを受けたときは、委託者に借用書を提出するものとし、貸与期間中は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 受託者は、委託業務が完了したときは、貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合、委託者は受託者の立ち会いの上で貸与品の検査を行うものとする。
- 4 受託者は、その責に帰すべき事由により、貸与品を滅失又はき損したときは、代品を納入し、又は修理その他原状回復に必要な費用を委託者に支払わなければならない。

(個人情報の保護)

- 第 14 条 受託者は、この契約により業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のために別紙 1 に掲げる事項を遵守しなければならない。

(契約不適合責任)

- 第 15 条 受託者は、成果品の引渡し後 1 年間に、当該成果品に直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、委託者の指定する日までに、自らの負担において当該成果品を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第 16 条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第 17 条 受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

2 受託者は、前項ただし書きに基づき委託者に承諾を求める場合は、再委託の内容、そこに含まれる情報、再委託先、その他再委託先に対する管理方法等を文書で提出しなければならない。

(契約内容の変更)

第 18 条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

2 前項の場合、委託者と受託者が協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

3 委託者は、第 1 項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約解除)

第 19 条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 受託者が、その責に帰すべき理由により、第 3 条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。

(2) 受託者又は受託者の使用する職員が、契約の締結又は履行にあたり、不正な行為をしたとき。

(3) 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。

(4) 前各号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。

(談合その他の不正行為による解除)

第 19 条の 2 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取

引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第 7 条の 2 第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

- (2) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(再委託契約に関する契約解除)

第 19 条の 3 委託者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

- 2 委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

(債務不履行の損害賠償)

第 20 条 受託者は、その責に帰すべき事由により、第 3 条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は第 8 条第 1 項に規定する期限まで業務完了報告書等を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は業務完了報告書等を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し年 2.5% の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

- 2 委託者は、その責に帰すべき事由により、第 9 条第 1 項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年 2.5% の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。
- 3 受託者は、第 15 条の場合において、委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。
- 4 受託者は、第 19 条から第 19 条の 3 までの規定により契約が解除されたときは、第 5 条第 1 項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。
- 5 委託者は、前項の場合において、第 5 条第 1 項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
- 6 受託者は、第 1 項又は第 4 項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第 21 条 受託者は、第 19 条の 2 の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解

除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第19条の2第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(秘密保持)

第22条 受託者は、委託業務上知り得た委託者の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- 2 受託者は、委託者に属する情報資産の漏えい、滅失、改ざん及び損傷を行ってはならない。
- 3 受託者は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧、複写、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではないものとする。

(秘密情報の取り扱い)

第23条 受託者は、本契約により取り扱う秘密情報については別紙2を順守しなければならない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第24条 受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならぬ。

(疑義の解決)

第25条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

- (A) この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。
- (B) この契約の締結を証するため、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、委託者と受託者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

[注] (A) は紙の契約書を作成する場合、(B) は電子契約を行う場合に使用する。

令和　年　月　日

委託者　長野県長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県知事　阿部　守一

受託者

別紙1（第14条関係）

個人情報取扱注意事項

- 第1 受託者は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- 第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務に関して知り得た個人情報を、他に漏らさないよう対処しなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 第3 受託者は、この契約により取り扱う個人情報を滅失、改ざん及び損傷してはならない。
- 第4 受託者は、この契約による業務を行うため、取り扱う個人情報が必要でなくなった場合には、委託者から提供された又は受託者が自ら収集した個人情報の掲載された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還又は廃棄しなければならない。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。
- 第5 受託者は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱う場合には、個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- 第6 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために委託者から提供された個人情報の掲載された資料等を、複製及び複写してはならない。
- 第7 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、個人情報を取り扱う業務は自ら行い、第三者にその取扱いを委託し、又は請け負わせてはならない。
- 第8 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。
- 第9 委託者は、定期的又は必要と認めたとき、受託者の事業所に立ち入り、個人情報保護に関する監査又は受託者に対して報告を求めることができる。
- 第10 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。損害賠償の額は、委託者と受託者が協議の上、別に定める。

別紙2（第23条関係）

秘密情報取扱特記事項

本件業務における秘密情報について、次のとおり取り扱うものとする。

（秘密情報の定義）

第1 (1) 「秘密情報」とは次のいずれかに該当するものをいう。

①開示者が受領者に対し開示する行政運営上的一切の情報のうち、紙、電子媒体等の送付、郵送、電子メールの送信等、提供の媒体及び手段を問わず、開示された情報のうち、秘密である旨の表示がなされたもの

②業務の中で、見聞きし、知得し、又は認識された情報の内、秘密である旨の表示の有無にかかわらず、知得時の状況の下で、秘密と認識され又は合理的に認識されるべき情報。（例：予算に関すること、人事に関すること、公表を想定していない行政情報 等）

(2) ただし、受領者が書面により立証できる、次のいずれかに該当するものは、秘密情報には該当しない。

①開示者から開示される以前に公知であったもの

②開示者から開示された後に、自らの責めによらず、公知となったもの

③開示者から開示される以前から自ら保有していたもの

④正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに取得したもの

（秘密情報の漏えいの禁止）

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た秘密情報の内容を他に洩らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（秘密情報の掲載された資料等の返還又は破棄）

第3 受託者は、この契約による業務を行うため、取り扱う秘密情報が必要でなくなった場合には委託者の指示により、速やかに秘密情報の掲載された資料等を、返還又は破棄しなければならない。

（秘密情報の目的外使用の禁止）

第4 受託者は、この契約による業務を行うため、秘密情報を取り扱う場合には、秘密情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。特にソーシャルメディア等で秘密情報、又はその秘密情報が類推されるような情報を発信してはならない。

(秘密情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止)

第5 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために、委託者から引き渡された秘密情報の掲載された資料等を、複製及び複写してはならない。

(再委託の禁止)

第6 受託者は、秘密情報を取り扱う業務は自ら行うものとし、他の者にその取り扱いを委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を受けたときは、この限りではない。

2 受託者は、前項の規定により委託者の承諾を受け再委託を行うときは、再委託先に対して、この秘密情報取扱特記事項に規定する秘密保持義務を負わせるものとする。

(作業場所の特定)

第7 受託者は、この契約により個人情報を取り扱う業務について、作業場所を特定しなければならない。ただし、委託者の承諾を得て特定した作業場所以外で作業を行う場合には、個人情報保護のために必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第8 受託者は、この業務を行うために取り扱う秘密情報の漏えい等があった場合には、直ちに委託者に報告し、その指示に従わなくてはならない。